

立山町屋根耐風改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、強風や地震による住宅の屋根瓦の被害を軽減し、町民の身体及び財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを促進するため、瓦の緊結状況等を調査し必要に応じて改修を行う者に対し、予算の範囲内において交付する立山町屋根耐風改修事業費補助金（以下「補助金」という。）について、立山町補助金等交付規則（平成25年立山町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (2) 瓦屋根 粘土瓦及びセメント瓦をいう。
- (3) 耐風診断 瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士又は瓦屋根工事技士が、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定（以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う、瓦屋根の診断をいう。
- (4) 耐風改修工事 耐風診断の結果、告示基準に適合しない瓦屋根において、屋根全面を告示基準に適合させるために行う改修工事をいう。

(補助の対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、同一者について同一敷地内における住宅1棟限りとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 住宅の所有者
 - イ 住宅の居住者で住宅の所有者の同意を得た者
- (2) 本町の町税を滞納していないこと。
- (3) 立山町暴力団排除条例（平成24年立山町条例第1号）第2条に規定するいずれにも該当していないこと

2 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 告示基準に適合しない瓦屋根の住宅
- (2) 令和3年12月31日までに葺いた瓦屋根の住宅

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助金対象経費」という。）は、耐風改修工事に要する費用とする。ただし、耐風改修工事に係る屋根面積（平

方メートル) に24,000円を乗じた額を限度とする。

- 2 補助金の交付額(以下「補助額」という。)は、前項に規定する補助対象経費に23パーセントを乗じた額とし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、552,000円を超える場合は、552,000円を補助額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する者は、立山町屋根耐風改修事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となる住宅の位置図及び現況写真
- (2) 耐風診断の結果報告書の写し
- (3) 瓦屋根改修工事に係る経費の内訳がわかる見積書の写し
- (4) 瓦屋根改修工事計画書(図面等を含む)
- (5) 申請者が属する世帯の住民票
- (6) 申請者の納税証明書
- (7) 補助対象となる住宅の固定資産登録証明書

(交付条件)

第6条 規則第7条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合には、町長の承認を受けること。ただし、第15条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い補助金の交付の可否及び交付額を決定し、立山町屋根耐風改修事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、規則第10条第1項の規定により町長の承認を受けようとするときは、速やかに立山町屋根耐風改修事業費補助金変更交付申請書(様式第3号)に第5条各号のうち変更となる書類(変更内容が確認できるもの)を添えて、町長に提出しなければならない。

(事業内容の変更の承認)

第9条 町長は、前条による変更申請を承認したときは、立山町屋根耐風改修事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、立山町屋根耐風改修事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 瓦屋根改修工事の契約書の写し(補助金の算定ができる明細書を添付すること。ただし、交付申請時に提出したものから変更がない場合は不要)
- (2) 瓦屋根改修工事の請求書及び領収書の写し(支払いがわかるもの)
- (3) 瓦屋根改修工事の着工前及び完了後の写真(全景及び改修内容がわかる写真)
- (4) 瓦屋根改修工事後の瓦屋根について、瓦屋根診断技士が告示基準に適合し、又は同等の耐風性能を有することを証明する書類
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、当該実績報告の審査等を行い、当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、立山町屋根耐風改修事業費補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、規則第17条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消すときは、立山町屋根耐風改修事業費補助金交付決定取消し通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、第12条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、立山町屋根耐風改修事業費補助金返還請求書(様式第8号)により期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(軽微な変更)

第14条 第6条第1号ただし書の規定による軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。

(2) 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

(3) 工事内容を変更すること。

(交付の方法)

第15条 補助金の交付は、補助事業完了後の精算払いとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。